

物価高対策緊急支援事業（道民生活応援ポイント給付事業） ポイント取扱店舗事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、物価高対策緊急支援事業（道民生活応援ポイント給付事業）（以下、「本事業」という。）において、アプリ上で給付するポイント（以下、「ポイント」という。）を利用して食料品をはじめとした生活必需品等を購入できる取扱店舗（以下、「取扱店舗」という。）における事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（事務の取扱い）

第2条 道から本事業を委託された事業者が設置する道民生活応援ポイント給付事業事務局（以下、「事務局」という。）が、本事業の事務の取扱いを行う。

（事務の内容）

- 第3条 事務局は、取扱店舗の募集及び登録を行い、全道で広く利用できるようにする。
- 事務局は、取扱店舗となることを希望する事業者からの申請を確認し、適当と認めるときは取扱店舗として登録する。なお、取扱店舗とすることに疑義がある場合には、道と取扱いを協議する。
 - 事務局は、取扱店舗の情報について、本事業の公式サイト等で広報を行う。
 - 事務局は、ポイントの利用方法等の詳細について、取扱店舗用のマニュアルを別途定めるとともに、取扱店舗用のコールセンターを設置し、問合せに対応する。
 - 事務局は、取扱店舗マニュアル、決済用QRコード、販促用ツール等を準備し、登録された取扱店舗へ速やかに送付する。
 - 事務局は、取扱店舗で利用されたポイントについて、精算を行う。

（取扱店舗の要件）

第4条 取扱店舗は、北海道内に立地する店舗のうち、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、その他一般消費者が利用可能な商品又は役務を提供する店舗とする。ただし、次に掲げる条件に該当する店舗を除くものとする。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う店舗
- 公序良俗に反する営業を行う店舗
- 政治活動・宗教活動を主たる目的とする事業所
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）が運営する店舗
- 日本標準産業分類「中分類 80 娯楽業」に該当する事業者のうち、「小分類 803 競輪・競馬等の競走馬、競技団」に該当する店舗
- 第5条第4項に掲げるポイント利用対象外の品目のみを扱う店舗
- その他、道が不適切と認める店舗

（ポイントの取扱い）

- 第5条 取扱店舗は、ポイントについて、次のとおり取り扱うものとする。
- ポイントは、1ポイント1円として支払いに利用できる。
 - ポイントの有効期限は、令和8年（2026年）12月15日（火）までとする。
 - 本事業は、物価高の影響を受けている道内世帯の負担軽減を図ることを目的としており、ポイントを利用できる対象として、次に掲げるものは除外する。
 - 国や地方公共団体への支払い
 - 不動産や金融商品の購入
 - 金券、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いものや宝くじの購入
 - 出資、債務の支払い
 - たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ及び電子たばこの購入

- (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- (7) 事業活動に伴う支払い
- (8) 医療保険・介護保険に係る自己負担費用の支払い
- (9) 事業の趣旨に鑑み、道が不適切と認めるもの

(取扱店舗の責務等)

第6条 取扱店舗は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店舗は、事務局が別途提供する取扱店舗マニュアルに基づき、ポイントと引換えに商品等の提供を行うこと。
- (2) 取扱店舗は、ポイントを利用できることが明確になるよう、事務局が提供する販促用ツール(ポスター、ステッカー等)を見えやすい場所に掲示すること。
- (3) 取扱店舗は、事務局があらかじめ送付したQRコード(利用者が決済を行うためのツール)を設置するとともに、利用金額を決済したことを確認すること。
- (4) 取扱店舗は、善良な管理者の注意義務をもって、ポイントを利用する対象が第5条第4項に掲げるものに該当しないことを確認すること。
- (5) 取扱店舗は、ポイントを現金と交換しないこと。
- (6) 取扱店舗は、ポイントによる支払いで不足する分は、現金等で収受すること。
- (7) 取扱店舗は、他の割引企画との併用を不可とする場合、店舗独自のポイントの加算対象外とする場合又はポイントの利用上限額を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (8) 取扱店舗は、有効なポイントを提示した利用者に対し、利用を拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなど、利用者に不利となる差別的扱いを行わないこと(前項に記載の場合を除く)。
- (9) 取扱店舗は、有効なポイントを利用しようとする利用者からポイントの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とポイント利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。
- (10) 取扱店舗が利用者の不正利用を知り得ながらポイントを受け取ること、利用者に不正を促すこと等により取扱店舗又は利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるポイント精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗又は利用者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったポイントの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- (11) 取扱店舗は、事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合にはこれに協力すること。
- (12) 取扱店舗は、ポイントの取扱方法については、レジ担当者をはじめポイントを取り扱うすべての関係者に周知すること。
- (13) 取扱店舗は、ポイントの有効期限(令和8年(2026年)12月15日(火))まで、取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限りは途中辞退しないこと。
- (14) 取扱店舗は、ポイントの取扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従うこと。
- (15) 取扱店舗は、この要領等に違反したことにより、不利益を被ることとなっても、異議を申し立てないこと。
- (16) 取扱店舗は、登録後に取扱店舗の要件に該当しないことが判明した場合、または、事業の実施にあたって事務局の決定に従わない場合は、取扱店舗としての登録を取り消されることとなっても異議を申し立てないこと。
- (17) 取扱店舗は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団関係者
 - ④ その他前各号に準ずるもの
- (18) 取扱店舗は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと。
 - ① 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為

- ② 暴力的な要求行為
 - ③ 法的責任を超えた不当な要求行為
 - ④ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ⑤ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて事務局の信用を毀損し、又は事務局の業務を妨害する行為
 - ⑥ その他前各号に準ずる行為
- (19) 前々項若しくは前項のいずれかに該当する行為をし、また本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、事務局との取引が停止され、又はポイント精算代金の支払いを受けられなくても異議を申し立てないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、すべての責任を負うこと。

(精算)

- 第7条 取扱店舗で利用されたポイントの精算については、毎月1回締め、翌月精算とする。
- 2 精算は、当月中に各取扱店舗で利用されたポイントの額に応じた金銭を、翌月末日までに、事務局が各取扱店舗の指定する銀行預金口座に振り込み送金することにより支払うものとする。
 - 3 支払時の振込手数料は、事務局が経費として支出する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、道と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和8年4月30日から施行する。